

浜松市立小中学校空調設備整備PFI事業 入札説明書等に関する質問(第2回)に対する回答

No.	資料名	頁	ローマ	数	(数)	丸数	カ	(カ)	英字	内容	回答
1	要求水準書	8	II	3	(1)					「配管等のコンクリート壁の貫通、、、この限りではない。」と記載ございますが、こちらについては事業者側(設計会社、施工会社)の判断に委ねていただけるという認識でよろしいでしょうか。	ご意見のとおりです。
2	要求水準書	9	II	3	(1)					窓ガラスの貫通に関して、耐震補強を実施している対象室においては、対象教室内の採光等を考慮し、耐震補強プレスに干渉しないことを前提に既設アルミパネル部分の貫通も可能とさせていただいてもよろしいでしょうか。	提案に委ねます。
3	要求水準書	20	V							貴市への所有権移転後の運用について、空調設備の運用にあたって必要なガス使用契約は遅滞なくおこなっていただけるものと考えてよろしいでしょうか。	遅滞なく行います。
4	要求水準書	20	V							所有権移転前の仮使用について、状況に応じて、所有権移転前に仮使用を実施する場合においてもエネルギーコストは貴市の負担という認識でよろしいでしょうか。	市の都合により所有権移転前に仮使用する場合については、エネルギーコストは市の負担とします。
5	要求水準書	24	VI	3	(1)					「記録(電気にあつては、デマンド値も含む。)」と記載ございますが、電気方式を採用する対象校のみ計測するという認識でよろしいでしょうか。	空調環境の提供に係るエネルギーすべての計量及び記録を行ってください。
6	要求水準書	37								「受注時工事カルテ承諾願及び受領書」について、本事業において、コリンズ登録上はSPCが発注者となる民間元請工事という認識です。竣工登録のみとさせていただきますでしょうか。	PFI事業におけるSPCは「コリンズ・テクリスの登録等に関する規約」第27条第4項において、公共機関等の位置づけとなっており、一般の民間元請工事とは異なります。詳しくは、 https://cthp.jacic.or.jp/corins/record/guide/check/ 及び https://cthp.jacic.or.jp/corins/record/guide/pfi/ を参照いただくか、日本建設情報総合センター(JACIC)に直接確認してください。
7	要求水準書	37								「建設業退職金共済制度関連書類」について、証紙受払簿において、本事業の実施において必要な証紙の保有が確認できる場合は、新規の証紙購入は不要としてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
8	様式集	5-10								平成31年度(令和元年)～平成44年度(令和14年)となっているが、SPC清算をする平成45年度(令和15年)を最終年度として挿入してよろしいでしょうか。(PIRR、EIRR算出のために必要となるため。)	挿入していただいて結構です。
9	様式集	5-10								キャッシュフロー計算書は間接法となっているが、直接法での表記に変更してもよろしいでしょうか。	間接法で記入してください。
10	基本協定書(案)	1								第1条第8号の中で「その他出資企業」が定義されており、「…SPCに出資し」という文言がございますが、「SPC」は同第1条第10号で定義されている「事業者」という認識でよろしいでしょうか。また、「その他出資企業」の定義は、「進捗管理や企業間の連絡調整などの業務を行う企業」の限定されることなく、「構成企業」以外であつて、事業者に出資するその他の業務を行う企業も含まれるという解釈でよろしいでしょうか。	SPCは第1条10号で規定される「事業者」を表します。「その他出資企業」の定義については、基本協定書第1条8号のとおりです。

No.	資料名	頁	ローマ	数	(数)	丸	カ	(カ)	英	内容	回答
11	基本協定書(案)	4								第6条第1項⑤において出資を行わない協力企業が「その他の業務」を行う場合、「その他の業務」の受託者又は請負人につき、当該協力企業を含められるよう、本条項で明記されている「その他出資企業」を「構成企業等」もしくは「協力企業」と読み替えてよろしいでしょうか。	「その他出資企業」を「構成企業等」に修正します。
12	基本協定書(案)	7								第10条第6号に、「事業者は、市の事前の書面による承諾なく、会社法第466条に定める定款変更を行わないこと。」とありますが、基本協定書第4条第1項各号で定める内容以外で、法令変更への対応等実務的に必要となる定款変更は、実務上の負担軽減等をご配慮頂ければと存じます。例えば、「事業者は、市の事前の書面による承諾なく、第4条第1項各号に定める内容に反するような、会社法第466条に定める定款変更を行わないこと。」に修正いただくことは可能でしょうか。	原案のとおりとします。
13	事業契約書(案)	1								頭書及び第1条第46号に「本件入札」という記載がありますが、当該用語を定義いただくことは可能でしょうか。	本件入札とは、浜松市立小中学校空調設備整備事業に係る入札手続きを意味します。
14	事業契約書(案)	1								第1条第2号に「本条第26号」という記載がありますが、「本条第13号」という理解でよろしいでしょうか。	ご指摘のとおりです。修正します。
15	事業契約書(案)	1								第1条第3号に「本条第35号」、「本条第33号」という記載がありますが、それぞれ「本条第34号」、「本条第32号」という理解でよろしいでしょうか。	ご指摘のとおりです。修正します。
16	事業契約書(案)	1								第1条第12号に「本条第32号」という記載がありますが、「本条第31号」という理解でよろしいでしょうか。	ご指摘のとおりです。修正します。
17	事業契約書(案)	1								第1条第19号に「本条第32号」という記載がありますが、「本条第31号」という理解でよろしいでしょうか。	ご指摘のとおりです。修正します。
18	事業契約書(案)	4								第5条第3項第5号に「同一順位の書類間に内容の相違がある場合には、市の選択に従うものとする。ただし、第4号の提案書間における内容相違がある場合については、市は事前に事業者と協議したうえで判断するものとする。」という記載がありますが、貴市と事業者で協議する以上、その解釈についても両者によって決定することとさせて頂けますでしょうか。つきましては、当該文言につき「同一順位の書類間に内容の相違がある場合には、市と事業者との間において協議の上、かかる内容に関する事項を決定する。」とご修正いただけますでしょうか。	原案のとおりとします。
19	事業契約書(案)	8								「ただし、事業者が、学校運営上、支障のない範囲で、無償で使用できるものとする。」と記載ございますが、作業員のトイレの使用や工具類の充電によるコンセントの利用等は学校運営に支障のないものという認識でよろしいでしょうか。	トイレ使用、工具箱の充電によるコンセント利用は学校運営上支障のない範囲と考えます。
20	事業契約書(案)	16								第45条「市は、空調設備等の第2期の引渡し後、事業者から還付申請を受けた場合には、かかる契約保証金を事業者に返還する。」とありますが、市が還付申請受領後どのようなスケジュール(日数含む)で事業者に返還頂けますでしょうか。	詳細なスケジュールについては、事業契約締結後に事業者と協議の上回答します。

No.	資料名	頁	ローマ	数	(数)	丸	カ	(カ)	英	内容	回答
21	事業契約書(案)	16								第45条 契約保証金を預託する方法は、浜松市指定口座への振込みでよろしいでしょうか。また、預託の際に必要な書式があれば事前に開示願います。	浜松市指定口座へ振り込んでください。なお、書式については本契約締結までに提示します。
22	事業契約書(案)	16								第45条第2項において、事業者が履行保証保険を自ら締結し、又は構成企業をしてかかる履行保証保険を締結させることにより、市は契約保証金を免除するとあります。この場合、構成企業が保険契約者となることができるという認識でよろしいでしょうか。また、ある特定の構成企業1社が他の複数の構成企業を代表して、本履行保証保険契約を締結してもよろしいでしょうか。	構成企業が保険契約者となることもできます。ある特定の構成企業が他の複数の構成企業を代表して本履行保証保険契約を締結することも可能です。
23	事業契約書(案)	27								第77条第6項及び第7項において「連帯せしめたうえ」と記載がありますが、第77条第1項又は第2項に構成企業等のいずれか一社は責任を負うため、「連帯せしめたうえ」の箇所を削除頂けないでしょうか。	原案のとおりとします。
24	事業契約書(案)	29								第78条第5項・第6項、第80条第2項・第3項及び第81条第6項・第7項において、すべての空調設備等の市への引渡し前に事業契約が解除された場合に、市は出来高部分について買取義務を負わない建付けとされており、上記の規定は事業者には帰責性がない場合であるため(事業者には帰責性がある場合とは異なり)貴市が買取義務を負うこととしても不合理ではないと考えられますので、貴市が買取義務を負う建付けに修正等ご配慮いただけないでしょうか。	原案のとおりとします。
25	事業契約書(案)	30								第1回質疑No44にて「別紙13の追加費用又は損害額は現状回復費用は含みません」とありますが、不可抗力事由に基づく事業契約の解除の際に、貴市が出来高部分を買取らなかった場合、事業者側が現状回復費用を実質的に負担することになります。その場合、別紙13との整理とかい離が生まれるため、原状回復費用についても別紙13の追加費用又は損害額に含めるように頂くか、又は不可抗力事由による解除時に貴市に出来高部分の買取義務を負担する形にして頂けないでしょうか。	原案のとおりとします。
26	事業契約書(案)	31								第84条 市及び事業者が、本契約締結日以後の不可抗力事由のみの取り決めを明記しています。現地見学会を受けて提案書の提出をしております。その提出日以降から本契約締結日までの不可抗力事由については、別紙13を準用するとの事でよろしいでしょうか。(例えば本提案書提出後から本契約締結日までの間に豪雨等の不可抗力による追加費用または損害の負担割合)	契約締結以前は、それぞれの負担となります。
27	事業契約書(案)	33								第92条では「市は、本件事業に関して事業者に融資する金融機関との間において、融資する銀行団との間において、…」と、重複しておりますので、後者の「融資する銀行団との間において、」を削除頂けますでしょうか。	ご指摘のとおりです。修正します。
28	事業契約書(案)	36								第100条 別紙14の1 事業者又は構成企業等に付保が義務付けられている保険の中に、設備工事保険があります。保険対象は空調設備等の施工工事となっておりますが、設計業務は含まれないとの認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
29	事業契約書(案)	44								建設業退職金共済制度関連書類のうち、証紙購入計画書や掛金収納届の提出は必要となりますか。	必要です。
30	事業契約書(案)	44								建設業退職金共済制度関連書類のうち、共済手帳取得促進指導簿とは、どの様なものでしょうか。提出する必要がありますか。	提出する必要はありません。修正します。

No.	資料名	頁	ローマ	数	(数)	丸	カ	(カ)	英	内容	回答
31	事業契約書(案)	44								施工計画書は契約工事単位で作成とし、その他の工事工程、仮設計画、工事体制表等は、対象校ごとの作成でよろしいですか。	ご理解のとおりで結構です。
32	事業契約書(案)	45								各種保証書の提出の記載がありますが、13年間の維持管理をする計画となっているため、保証書の提出は不要と判断してもよろしいでしょうか。	保証書を提出してください。
33	事業契約書(案)	44								事業契約書44頁別紙5と要求水準書37頁別紙4の提出書類の一部に相違がありますが、順守すべき法律に従って必要となる書類を提出する理解でよろしいでしょうか。	事業契約書(案)記載の提出書類を提出ください。
34	事業契約書(案)	51								第72条 別紙10 (1)設計・施工サービス対価(設備整備費相当額)において、「引き渡し回数は最大2回とし、空調設備等の引渡しを受けた後、市は事業者から請求を受けてから一括して支払う。」となっております。 設計業務は令和2年9月30日の引渡し時には全て完了しているため、設計・施工等のサービス対価のうち設計に係る費用は、令和2年11月末に全額支払われるとの認識でよろしいでしょうか。	設計に係る費用と施工に係る費用を分割して支払いません。設計・施工等のサービス対価を事業契約書(案)に記載の期日までに支払います。
35	その他									参考図書で貸与公開された各学校の「教室数」及び「対象教室図示図面」と現地見学をした状況に違いがあります。提案書の計画内容は、現在公開、提供されている対象教室(平成30年度)を基準として作成する判断でよろしいですか。	参考図書にて公開した情報は参考情報ですので、現地見学により把握した情報を基に作成ください。
36	その他									最終的に対象教室数が確定する時期は、いつ頃になりますか。	令和2年4月です。
37	その他									一部学校の対象教室において、既にエアコンが設置されている教室があります。エアコンの設置対象教室については、設置する時期の状況により協議することでよろしいですか。	ご理解のとおりです。
38	その他									第1回の質問に対する回答で、教室数の変更についての記述がありましたが、追加変更契約を行う場合の基準及び増減数が著しく大きくなる場合の判断基準を具体的に提示して頂けませんか。	教室数に増減が発生した場合には、契約変更を行います。
39	その他									増減数が著しく大きくなる変更が発生した場合、金額の増減はどのような基準で決めるのでしょうか。	事業提案書を踏まえ、協議により決定します。
40	その他									地上部分に既設室外機基礎がある場合、各学校の有効スペース活用の観点から、本事業において使用してもよろしいでしょうか。	事業者との協議により判断します。

No.	資料名	頁	ローマ	数	(数)	丸	カ	(カ)	英	内容	回答
41	その他									西都台小学校 現状の受変電設備は、南校舎増設時にキュービクル動力変圧器75KVAに350Aが追加され、既設の状態では消防負荷がある認定キュービクルの保護協調がとれていません。今回の事業では消防法に関わる部分の改修は含まず、予備ブレーカーから送電する計画でよろしいですか。(H29の西都台小のデマンドは59kwで、PFI事業としては今回GHP導入予定で約10kw程度の増負荷のため変圧器増強は考慮しておりません)	ご意見のとおりです。
42	その他									富塚西小学校 建物増設用梁が設けられている外壁部への室外機設置は可能ですか？	現時点では建物増設の予定はありません。そのため、ご指摘の外壁部への室外機設置は可能です。
43	その他									佐鳴台中学校 室外機設置希望場所と砲丸投げのサークル位置が干渉します。砲丸投げサークル位置との必要離隔距離をご指示ください。	サークル位置が干渉しないように検討してください。詳細については事業者との協議により決定します。
44	その他									富塚中学校 敷地境界線からの離隔距離が6m程度となります。境界外は森林です。防音壁設置は必要ですか？	法定を遵守し設置してください。
45	その他									与進中学校、東部中学校の受変電設備の更新工事の完了予定時期はいつ頃を予定しておりますか。また、設置予定場所は既存設置場所と異なるのか具体的な計画内容を提示して頂けませんか。	与進中学校については、令和2年1月中旬に完了予定、東部中学校については令和元年10月15日に完了予定です。2校とも設置位置の変更はありません。
46	その他									与進小学校、南陽中学校、蒲小学校の給食室空調改修工事の工事完了時期はいつ頃を予定しておりますか。また、工事費の積算に影響があるため、計画されている熱源は、ガスまたは電気のどちらか提示して頂きたい。	工事は令和2年1月中旬に完了予定です。3校とも熱源はガス式とする予定です。
47	その他									相生小学校、浅間小学校、新津小学校、芳川小学校の管理諸室空調更新の工事完了時期はいつ頃を予定しておりますか。また、工事費の積算に影響があるため、計画されている熱源は、ガスまたは電気のどちらか提示して頂きたい。	工事は令和2年1月中旬に完了予定です。4校とも熱源はガス式とする予定です。
48	その他									西小学校、竜禅寺小学校、広沢小学校、蒲小学校、城北小学校、篠原小学校の管理諸室空調更新の工事完了時期はいつ頃を予定しておりますか。また、受変電設備の改修計画がある場合は、内容を提示して頂けませんか。	工事は令和2年1月中旬に完了予定です。受変電設備の改修はありません。
49	その他									入野中学校、積志中学校、東陽中学校、佐鳴台中学校、富塚中学校の管理諸室空調更新工事の工事完了予定時期はいつ頃を予定しておりますか。また、工事費に影響があるため、計画している熱源は、ガスまたは電気のどちらか提示して下さい。	工事は令和2年1月中旬に完了予定です。5校とも熱源はガス式とする予定です。